

# 新型コロナウイルス対策が重点支援に盛り込まれました!!

## 中小企業庁 令和元年度補正予算事業

# 小規模事業者持続化補助金

- **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の**  
取り組みに対し**50万円**を上限に補助金  
(補助率:2/3)が出ます
  - ・市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者は100万円が上限になります。
  - ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は連携数に応じて100万円～500万円となります。
- **計画の作成や販路開拓の実施の際、**  
**商工会議所の指導・助言**を受けられます

《今回からの変更点》 年間で1回の申請受付から複数回へ機会拡大。

受付締切	採択発表	その他
第1回 3月31日(火)	6月上旬	※書類提出は締切日当日消印有効 ※第5回以降の募集は今後、ご案内。
第2回 6月5日(金)	8月上旬	
第3回 10月2日(金)	12月上旬	
第4回 令和3年2月5日(金)	4月上旬	

《重点支援事業者》

①新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者 ②賃上げに取り組む事業者 ③事業承継に取り組む事業者 ④経営力向上を図っている事業者 等

お問い合わせ先

会津若松商工会議所 経営サービス部

〒965-0816 会津若松市南千石町6-5 電話:0242-27-1212

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-2389[9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL: <http://r1.jizokukahojokin.info/>

(公募内容の確認、必要書類のダウンロードができます)

【概要】 ※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律による]

商業・サービス業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

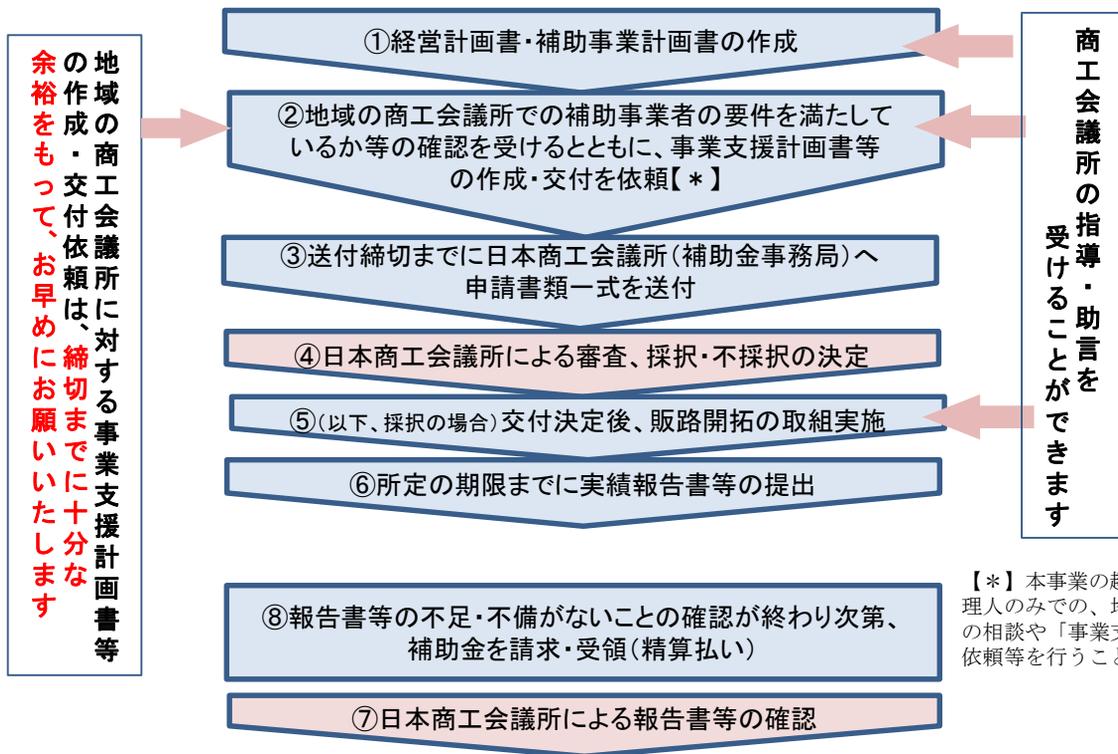
◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



◆加点を希望する場合の要件(抜粋)

・新型コロナウイルス感染症

①直接影響(従業員の罹災)…病院等からの診断書等必要。

②関節影響(売上減少)…前年同月比10%以上の売上減。(証明書が必要になります)

・賃上げ加点

①給与支給総額増加…事業完了後の1年間で、支給総額を1.5%以上増加する計画を有する。

②最低賃金引上げ…事業完了後の1年間で地域別最低賃金+30円以上の計画を有する。